

道路運送法第9条第4項、及び同法施行規則第9条第2項
に掲げる協議が調っていることの証明書

令和元年10月15日開催の香取市地域公共交通協議会において、下記事項に
関し、協議が調ったことを証明する。

- 1 協議が調っている路線又は営業区域
佐原循環ワゴン（福田ルート・周遊ルート）

- 2 協議が調っている運行系統又は運送の区間
定時定路運行とし、運行系統は以下のとおりとする。
※詳細は別紙のとおり
 - 福田ルート
 - ・第1便
福田～わらびが丘小～佐原駅
 - ・第2便
佐原駅～福田～わらびが丘小～佐原駅
 - ・第3便
佐原駅～わらびが丘小～福田
 - 周遊ルート
 - ・全便
佐原駅～香取神宮～佐原駅

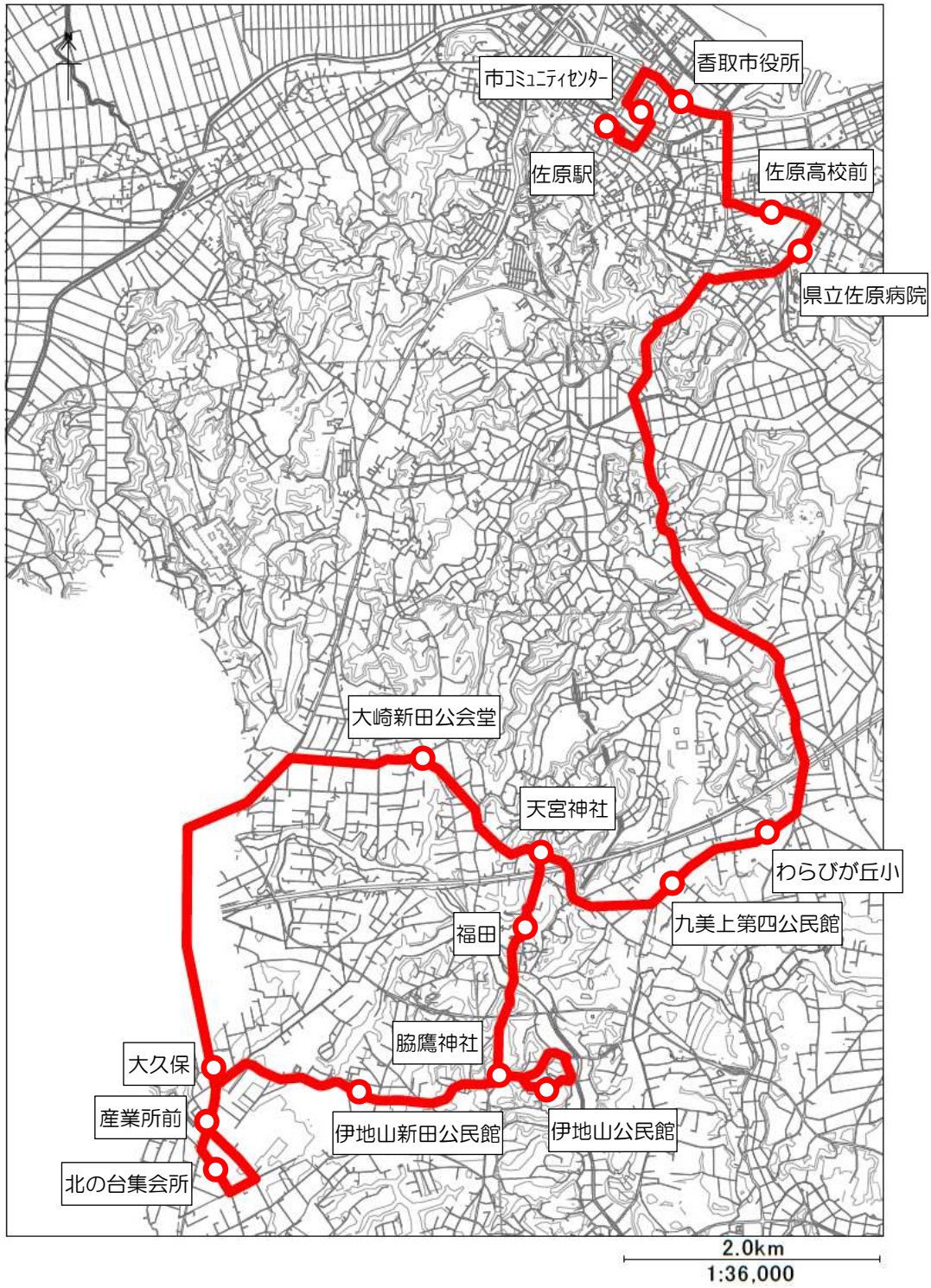
- 3 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法
 - 福田ルート
 - (1) 運賃
 - ・大人 500 円、中高生 100 円、小学生以下無料
 - (2) 特別の適用方法
 - ・障害者に対する割引運賃 障害者手帳所持者無料
 - 周遊ルート
 - (1) 運賃
 - ・大人 300 円、中高生 100 円、小学生以下無料
 - (2) 特別の適用方法
 - ・障害者に対する割引運賃 障害者手帳所持者無料

- 4 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件
期間 令和2年4月1日（水）から（終期末定）

令和元年 月 日

香取市地域公共交通協議会
会長 為国 孝敏

□佐原循環ワゴン 福田ルート



□佐原循環ワゴン 周遊ルート

